**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第１条　【略】（補助目的及び補助対象事業）第２条　県は、県内製材工場等に必要な原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第１に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。２　別表第１の事業区分のうち１、２、４及び５については、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年3月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。第３条～第４条　【略】　（補助の条件）第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。（１）～（３）　【略】（４）　別表第１の事業区分のうち１及び３の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第２条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この項において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、同条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。（５）～（８）　【略】「削除」「削除」（９）～（12）　【略】２　【略】第６条～第14条　【略】１　この要綱は、平成30年４月５日から施行する。２　この要綱は、令和７年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第９条第３項及び第４項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。（附　則）１　この要綱は、平成30年12月25日から施行する。（附　則）１　この要綱は、平成31年４月８日から施行する。（附　則）１　この要綱は、令和元年６月13日から施行する。　（附　則）１　この要綱は、令和２年４月28日から施行する。（附　則）　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。（附　則）　この要綱は、令和３年７月８日から施行する。（附　則）　この要綱は、令和４年４月22日から施行する。（附　則）　　この要綱は、令和５年４月27日から施行する。（附　則）　　この要綱は、令和６年５月15日から施行する。別表第２　【略】４～５　【略】１～２　【略】４～５　【略】６　添付資料（１）～（６）　【略】（７）令和３年２月26日付け２林政経第458号林野庁長官通知にある農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）　事業者向け又は事業者団体向けチェックシート（８）環境負荷低減チェックシート（別紙１－１－６又は１－１－７）別紙１－１－１　【略】第２号様式の１（第６条関係）　【略】１～２　【略】４～６　【略】別紙２－１ー１　【略】別紙２－２－２　【略】「削除」第３号様式～第４号様式　【略】１　（１）　【略】（３）　【略】２～４　【略】別紙５－１－１　【略】「削除」第６号様式　【略】第８号様式　【略】別紙８－１　【略】別紙８－２１　（１）　【略】（３）　【略】２～３　【略】別紙８－２－１　【略】別紙８－３～別紙８－４　【略】 | 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第１条　【略】（補助目的及び補助対象事業）第２条　県は、県内製材工場等に必要な原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第１に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。２　別表第１の事業区分のうち１、２、４及び５については、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年3月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。第３条～第４条　【略】　（補助の条件）第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。（１）～（３）　【略】（４）　別表第１の事業区分のうち１の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第２条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この項において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、同条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。（５）～（８）　【略】（９）　別表第1の事業区分のうち３の補助事業によりレンタルした林業機械を利用して生産される原木は、県内に木材加工施設を有する事業者等（以下「加工事業者等」という。）にその半数以上を供給しなければならない。（10）　別表第１の事業区分のうち３の補助事業において、再造林を行うことを条件に事業を行う場合、再造林については皆伐完了の翌々年度までに行わなければならないこと。（11）～（14）【略】２　【略】第６条～第14条　【略】１　この要綱は、平成30年４月５日から施行する。２　この要綱は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第９条第３項及び第４項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。（附　則）１　この要綱は、平成30年12月25日から施行する。（附　則）１　この要綱は、平成31年４月８日から施行する。（附　則）１　この要綱は、令和元年６月13日から施行する。　（附　則）１　この要綱は、令和２年４月28日から施行する。（附　則）　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。（附　則）　この要綱は、令和３年７月８日から施行する。（附　則）　　この要綱は、令和４年４月22日から施行する。（附　則）　　この要綱は、令和５年４月27日から施行する。【新設】別表第２　【略】４～５　【略】１～２　【略】４～５　【略】６　添付資料（１）～（６）　【略】（７）農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）　事業者向けチェックシート【新設】別紙１－１－１　【略】【新設】【新設】【新設】第２号様式の１（第６条関係）　１～２　【略】４～６　【略】別紙２－１ー１　【略】【新設】別紙２－２－２　【略】【新設】第３号様式～第４号様式　【略】１　（１）　【略】（３）　【略】２～４　【略】別紙５－１－１　【略】【新設】【新設】第６号様式　【略】第８号様式　【略】別紙８－１　【略】別紙８－２１　（１）　【略】（３）　【略】２～３　【略】別紙８－２－１　【略】【新設】別紙８－３～別紙８－４　【略】 |